

# 農地の 貸し借り

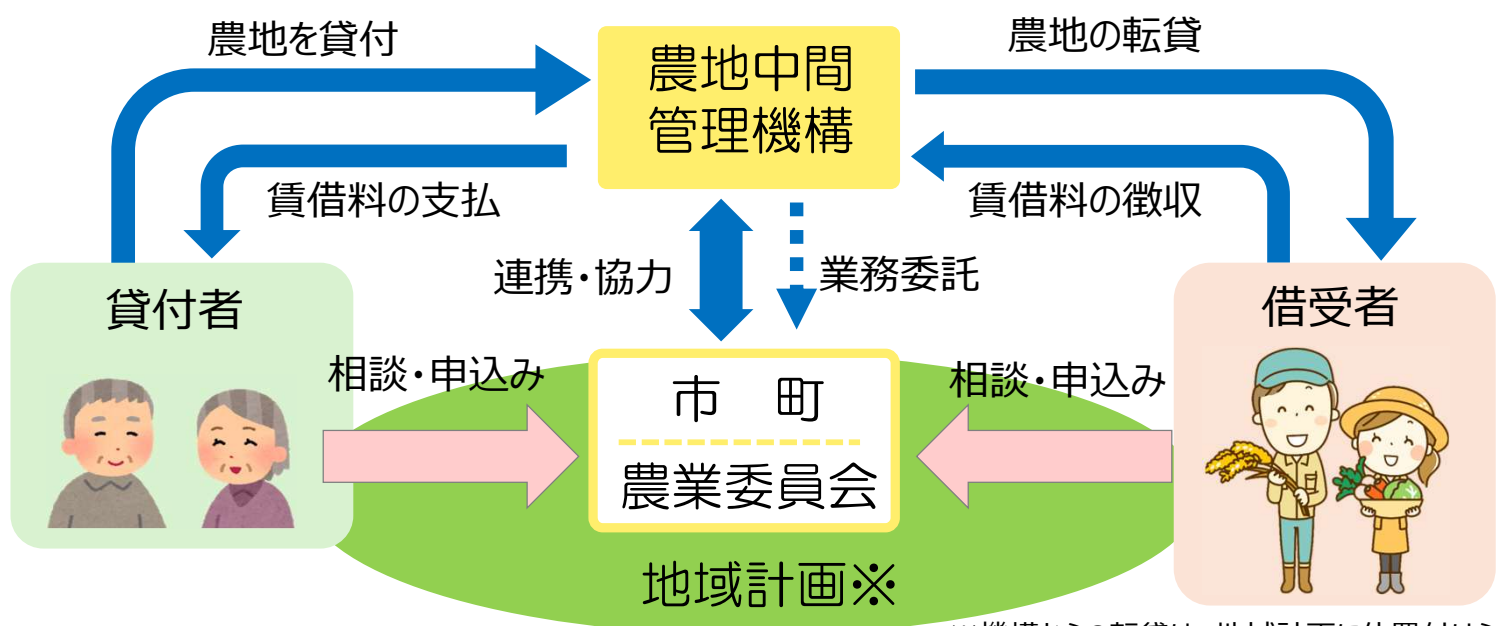
## 手続きは

## 農地中間管理機構

## を活用しましょう！

農地の貸し借りは、①農地中間管理機構（以下「機構」と言う。）を通じた手続き、もしくは②農地法第3条許可による手続きが必要です。

### ①機構を通じた手続き



※機構からの転貸は、地域計画に位置付けられた（予定含む）農業を担う者が対象です。詳細は市町にご確認ください。

### ②農地法第3条許可による手続き

貸付者と借受者が相対で直接農地を貸し借りする場合の手続きで、農業委員会へ申請します。



農地中間：県知事が一定の要件を満たした組織を機構として指定。機構は、市町が定める管理機構 地域計画の達成に資するよう農地貸借等の事業を実施

地域計画：地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確にした計画

### ここ注目！

- ① 機構を通じた農地貸借手続きの窓口は、市町の農業振興担当課（裏面参照）です。
- ② 農業経営基盤強化促進法による「農用地利用集積計画」※で貸借されている農地の利用権は、契約期間内は有効です。  
現契約の終期を見据えて、機構による農地貸借に切り替えるなどの対応をお願いします。

※ 令和7年度から、農用地利用集積計画による新たな貸借ができなくなり、機構を通じた貸借に統合されました。

# お問い合わせ 市町担当窓口

(令和8年4月現在)

※農地が所在する市町担当窓口へ、お問い合わせください。

| 市町名     | 担当部署  | 電話番号         | 市町名   | 担当部署  | 電話番号         |
|---------|-------|--------------|-------|-------|--------------|
| 広島市（本所） | 農政課   | 082-504-2246 | 庄原市   | 農業振興課 | 0824-73-1131 |
| 安佐南区役所  | 農林課   | 082-831-4950 | 大竹市   | 産業振興課 | 0827-59-2130 |
| 安佐北区役所  | 農林課   | 082-819-3932 | 東広島市  | 農林水産課 | 082-420-0939 |
| 安芸区役所   | 農林課   | 082-821-4946 | 廿日市市  | 農林水産課 | 0829-30-9143 |
| 佐伯区役所   | 農林課   | 082-943-9767 | 安芸高田市 | 地域営農課 | 0826-47-4021 |
| 呉市      | 農林水産課 | 0823-25-3306 | 江田島市  | 農林水産課 | 0823-43-1642 |
| 竹原市     | 産業振興課 | 0846-22-7745 | 熊野町   | 農林緑地課 | 082-820-5638 |
| 三原市     | 農林水産課 | 0848-67-6077 | 安芸太田町 | 産業観光課 | 0826-28-1973 |
| 尾道市     | 農林水産課 | 0848-38-9473 | 北広島町  | 農林課   | 0826-72-7363 |
| 福山市     | 農業振興課 | 084-928-1177 | 大崎上島町 | 地域経営課 | 0846-65-3123 |
| 府中市     | 農林課   | 0847-44-9158 | 世羅町   | 産業振興課 | 0847-22-5304 |
| 三次市     | 農政課   | 0824-62-6164 | 神石高原町 | 産業課   | 0847-89-3337 |

**広島県農地中間管理機構（一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団）**

〒730-0051 広島市中区大手町四丁目2番16号

【電話】(082) 541-6192 【FAX】(082) 541-5177

【メール】kikou@hsnz.jp

【ホームページ】<https://hsnz.jp>